

## 広聴広報支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

広聴広報支援業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、市広報紙「広報せとうち」を、より分かりやすく、より親しみやすいものにするこ  
と、また、市の取組等について、市の情報誌や広報紙等に記事および写真を提供することにより、  
瀬戸内市の魅力を効果的に発信することを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添仕様書のとおり

#### (4) 業務期間

業務委託契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 2. 予算

委託に係る予算額は、2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

※ 委託業務に従事するための交通費等は含むものとする。

### 3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

(1) 市に、令和5年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、実施年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者は、次に掲げる書類を提出すること。

① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

④ 財務諸表（法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては、所得税の確定申告書（控）、青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支内訳書）

⑤ 直近年度の国税及び地方税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) プロポーザルの公示日現在から候補者特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可決定前の者でないこと。

(5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行うものでないこと。

※ 証明書・確認書関係については、申請直前3ヵ月以内に発行されたものであること。

## 5. 受注候補者選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市広聴広報支援業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。審査は、提案者の提出した書類の審査によるものとし、審査方法は下記9のとおりとする。

## 6. 質疑・回答

(1) 提出方法 別添の質問書・回答書（様式3）により、Eメールにて提出すること。

(2) 提出期限 令和6年4月30日（火）12時00分まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、Eメール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先 瀬戸内市総合政策部秘書広報課

Eメール：[hisyo@city.setouchi.lg.jp](mailto:hisyo@city.setouchi.lg.jp)

※件名は「瀬戸内市広聴広報支援業務／質問書（社名等）」とすること

(4) 回答日 令和6年5月2日（木）

(5) 回答方法 市ホームページに掲載し回答するものとする。

## 7. 参加申込

(1) 申込方法

次に掲げる書類に返信用封筒（84円切手貼付け）及び上記4(1)に掲げる書類を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

① 参加申込書（様式1）

② 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式11）

(2) 参加申込書の受付締切

令和6年5月7日（火）12時00分（必着）

(3) 申込場所

瀬戸内市総合政策部秘書広報課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

## 8. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書内容

下記の①②について、それぞれ紙面案を作成し提案すること。

① 広報紙紙面案作成

市が用意する原稿および写真データを使用し、見出し、イラスト等を現行の「広報せとうち」

のデザインに倣ってレイアウトしながら、A4見開き4ページに内容をまとめ、紙面案を作成すること。あわせて表紙案も提出すること。原稿および写真データは複数提供するが、全てを使用する必要はない。なお、原稿および写真データは、CD-R等で提供する。

② 自由テーマによる記事の作成

「広報せとうち8月号に掲載する記事」という想定で、テーマ選定、本文の作成、写真等素材の用意、見出し等のレイアウトを行い、特集記事(A4 1ページ)の広報紙紙面案を作成すること。

(2) 企画提案書様式

本文は横組み、文字サイズは12~14ポイントのゴシック体を基本とする(ただし、見出しについてはこの限りでない)。余白は上下左右いずれも15mmとし、文字及び写真が余白外に出ないように注意すること。

(3) 提出部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式4) 原本1部

② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部・副本8部

ア 会社概要(様式5)及び会社の事業概要がわかる会社案内等の資料

イ 専門分野等の概要(様式6)

ウ 業務実績調書(様式7)

エ 担当者等調書(様式8)

オ 主任担当者の経歴及び実績等調書(様式9)

カ 再委託調書(様式10) ※再委託する場合のみ

キ 企画提案書(任意様式)

ク 参考見積書(任意様式)

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和6年5月15日(水)12時00分(必着)

(6) 提出先

瀬戸内市総合政策部秘書広報課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(7) その他

ア 原則として、企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法

(1) 審査の方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等について、下記(2)に示す審査項目及び配点

に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会は候補者選定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は、審査委員会の書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者を3者程度に選定するものとする。

## (2) 審査項目及び配点

審査は、以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 企画提案の内容・実施可能業務 60/100点

イ 実施体制・担当者の配置・業務実績 20/100点

ウ 参考見積価格 20/100点

※ 企画提案書等の審査に当たっては、提案内容の具体性、業務を遂行できるだけの経験と実績、そして価格について妥当性が確保されているか等について行うものとする。

## (3) 候補者選定手順

候補予定者は、審査の評点の最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決して決定する。

※ 提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

## (4) 審査結果の通知 審査結果はプロポーザル審査結果通知書(様式2)により通知するものとする。

## 10. 日程

公示	令和6年4月24日(水)
質問受付締切	令和6年4月30日(火) 12時
質問回答期限	令和6年5月2日(木)
参加申込書受付締切	令和6年5月7日(火) 12時
参加資格の審査・審査結果の通知	令和6年5月8日(水)頃
企画提案書等受付締切	令和6年5月15日(水) 12時
書類審査(提案者多数の場合)	令和6年5月20日(月)
書類審査結果の通知	令和6年5月21日(火)頃
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年5月27日(月)
結果の通知(決定)	令和6年5月28日(火)頃
契約締結	令和6年6月上旬頃
業務開始	業務委託契約の日

## 11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 「8. 企画提案書作成方法」及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

(4) 参考見積書の金額が、予算（予定価格）を超過したもの。

## 1 2. 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 1 3. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の主任担当者及び業務担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

## 1 4. 担当部署（提出・問い合わせ先）

瀬戸内市 総合政策部 秘書広報課 担当：太田・澤谷

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

TEL：0869-24-7095

FAX：0869-22-3304

E-mail：[hisyo@city.setouchi.lg.jp](mailto:hisyo@city.setouchi.lg.jp)